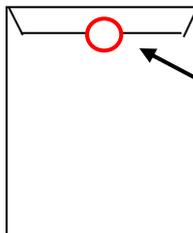


転入（転居）届又は国外転出届に伴う電子証明書の発行等に係る暗証番号記載書 兼委任状

本人に代わり、同一世帯員が電子証明書の発行申請を行う場合、転入（転居）届又は国外転出届出の同日に限り、文書照会は不要で即日手続を完了いただけます。下記の暗証番号記載書兼委任状を本人が作成し、封筒に封入・封緘し、封緘部に押印した上で、代理人（同一世帯員に限る）に預けてください。

（ご注意）

- 本書は、やむを得ず代理人に依頼する場合に必要なもので、申請者ご本人が来庁される場合には必要ありません。
- 以下の注意を守ってください。
 - 本書は、暗証番号その他必要事項を記入し、他人の目に触れないよう封筒に封入・封緘し、封緘部に押印した上で、代理人（同一世帯員に限る）に持参させてください。
 - 持参時に開封されていると受付できないことがあります。
 - 委任状欄には必要事項を記載の上、署名又は記名押印ください。
 - 申請者が指定した代理人が本人であることを確認するため、代理人のマイナンバーカード又は運転免許証等の本人確認書類を2点提示することが必要です。
 - 代理人に、申請者ご本人のマイナンバーカードを持参させてください。
- 本書は職員が開封し、暗証番号の入力は職員が行います。本書の返却はいたしませんので、暗証番号が代理人の目に触れることはありません。
- 本書は必ず代理人（同一世帯員に限る）が来庁の上、提出してください。郵送その他の方法では、受付できません。
- 本書は、電子証明書の更新手続には使用できません。



必ずのり付けて封をしたあと、**認め印**で割印してください。

転入（転居）届又は国外転出届に伴う電子証明書の発行等に係る暗証番号記載書

①署名用電子証明書 暗証番号	(フリガナ)																		
	英数字 6～16桁																		
②利用者証明用電子 証明書暗証番号	数字 4桁 同一でも可					※①・②・③の3種類の暗証番号をご記入ください。 ※カードに設定された暗証番号と記入内容が一致しない場合は、文書照会を行います。手続完了までに日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。													
③住民基本台帳用 暗証番号（必須）																			
④券面事項入力 補助用暗証番号																			
記入不要																			

委任状

(記入日) 令和 年 月 日

(あて先)
宇都宮市長

(申請者の住所) 宇都宮市

(申請者の氏名) _____



※本人自署の場合、押印は省略できます。

私は、下記の者を代理人として、私のマイナンバーカードに係る電子証明書の発行に関する手続き（代替文字の選択を含む）及び電子証明書の受領についての権限を委任します。（※代替文字の選択とは、申請される方の住所、氏名のコンピューター入力に際して、画面上に正確に表示されない文字の代わりに置き換える文字を選ぶ手続のこと。）

(代理人の住所) 宇都宮市

(代理人の氏名) _____

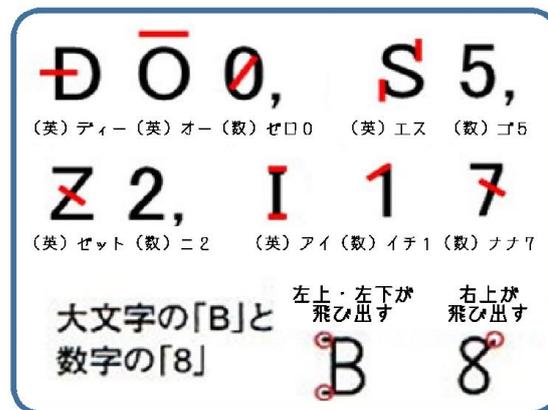
(本人との関係) _____

[暗証番号記載書及び委任状を記入する際の注意事項]

共通事項

- 本書は、すべて申請者本人が記入してください。代理人が記入するところはありません。
- ①署名用電子証明書暗証番号は、数字と英字（大文字のみ）を混ぜた6文字以上16文字以下でご記入ください。
- ②利用者証明用暗証番号／③住民基本台帳用暗証番号は、数字4桁でご記入ください。
- 数字の「0（ゼロ）」と英字の「O（オー）」、数字の「1（イチ）」と英字の「I（アイ）」などの混同を避けるため、分かりやすくご記入ください。
- 暗証番号は、既に設定している暗証番号をご記入ください。
- 本回答書を代理人に持参させた場合は、後日ご自身で暗証番号を変更することをお勧めします。（ただし、③住民基本台帳用暗証番号は窓口でのみ変更が可能です。）

（数字記載例）



転入・転居をする方

- 住所変更に伴い、署名用電子証明書が失効しますので、新規発行を行います。
- 有効な利用者証明用電子証明書は、住所変更後も引き続き使用できます。
- 利用者用電子証明書の有効期限が経過し、既に失効している場合は、新規発行を行います。

国外転出届をする方

- 電子証明書の有効期限を最大限延長するため、署名用電子証明書及び利用者用電子証明書の両方を一旦失効させ、両方を新規発行いたします。これにより、手続き日より5回目の誕生日が電子証明書の有効期限として設定されます。（但し、マイナンバーカードの有効期限を限度とします。）

電子証明書の更新期間にあたる方

- 本書では、電子証明書の更新はできません。文書照会を行いますので、別途お問合せください。